

越州
大虫大明神
社家

禁制

- 一 甲乙人乱妨狼藉事（古十又 異体字）
 - 一 放火之事
 - 一 伐採山林竹木事
 - 右條々堅令停止罩（己十十 異体字） 若違犯
 - 輩在之者速可處嚴科者也
 - 仍下知如件
- 天正十一年四月日 筑前守（秀吉花押）

（読み方）

えっしゅう
おおむしだいみょうじん
しゃげ

- 一 きんせい（きんぜいとも言う）
- 一 こうおつにん らんぼうろうぜきのこと
- 一 ほうかのこと
- 一 さんりんの ちくぼくを ばっさいのこと
- 一 みぎのじょうじょう かたくちようじ せしめおわんぬ もし いはんの
ともがらこれにあるは すみやかに げんかにしよするものなり
よつて げち くだんのごとし

てんしょうじゅういちねん しがつひ ちくぜんのかみ（サイン）

（解説）

天正十一年（1583）四月二十四日、北ノ庄城落城（浅井三姉妹は、城を脱出、お市の方は勝家と共に自害）、柴田勝家との戦いに勝った羽柴筑前守（はじばちくぜんのかみ）秀吉（のちの豊臣秀吉）が、天正十一年（1583）四月に大虫神社に送った書状の写し。
大切な文書なので、「控え」として当時の人が書き写したもの。

大虫大明神の社家（しゃげ〓神主のこと）へ

禁制（してはいけないこと）

- 一 すべての人が乱暴な振る舞いをする事
 - 一 放火をすること
 - 一 山林の竹・木を切る事
- 右の三条を決して行わないように命令します。（私の家来も固く守らせます。）もし、背くものがおれば速やでしかも厳しく、その者を罰します。
以上お知らせします、

天正十一年四月日 筑前守（秀吉花押^{かおう}〓サイン）

（「あなた方の安全を保障しますから、これからは秀吉の言うことを聞きなさい」の意が込められている。）

